

大和市高齢者福祉サービス事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第26号

大和市高齢者福祉サービス事業実施規則の一部を改正する規則

大和市高齢者福祉サービス事業実施規則（平成21年大和市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「高齢者」の次に「等」を加え、「総合的に推進する」を「提供することにより、高齢者福祉の増進に寄与する」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、公益上必要があると認めるものに対し、予算の範囲内において、高齢者サービス等を提供するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者又はその者を介護する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めたもの

第2条第2項中「前項に規定する」を削り、「次の」を「次に掲げる」に、「提供する」を「その提供に係る」に改め、同項第4号中「はいかい高齢者」の次に「等」を加える。

第4条第1項中「受理し」を「受け付けたときは、その内容を審査し」に、「の基準」を「に係る要件」に改める。

第6条第2項中「前項に規定する」を削り、「該当する」の次に「ことが判明した」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。